

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																																
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) X i の基本使用料の適用</td> <td>ア～イ (略) ウ イの規定にかかわらず、別表2 (付加機能) に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、i モード機能、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランに係る基本使用料の料金種別を選択できません。 エ～チ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2 付加機能使用料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単位</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～第7 (略)</p> <p>第2表 (略)</p>	基本使用料の適用		(略)	(略)	(1) X i の基本使用料の適用	ア～イ (略) ウ イの規定にかかわらず、別表2 (付加機能) に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、i モード機能、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランに係る基本使用料の料金種別を選択できません。 エ～チ (略)	(略)	(略)	区分	単位	料金額 (月額)		次の税抜額 (かっこ内は税込額)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) X i の基本使用料の適用</td> <td>ア～イ (略) ウ イの規定にかかわらず、別表2 (付加機能) に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、i モード機能、<u>国際追加番号機能</u>、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランに係る基本使用料の料金種別を選択できません。 エ～チ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2 付加機能使用料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">単位</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国際追加番号機能 (海外プラスナンバー)</u></td> <td><u>1 契約ごとに</u></td> <td colspan="2"><u>300 円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第2表 (略)</p>	基本使用料の適用		(略)	(略)	(1) X i の基本使用料の適用	ア～イ (略) ウ イの規定にかかわらず、別表2 (付加機能) に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、i モード機能、 <u>国際追加番号機能</u> 、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランに係る基本使用料の料金種別を選択できません。 エ～チ (略)	(略)	(略)	区分	単位	料金額 (月額)		次の税抜額 (かっこ内は税込額)		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>国際追加番号機能 (海外プラスナンバー)</u>	<u>1 契約ごとに</u>	<u>300 円</u>		(略)	(略)	(略)	(略)
基本使用料の適用																																																	
(略)	(略)																																																
(1) X i の基本使用料の適用	ア～イ (略) ウ イの規定にかかわらず、別表2 (付加機能) に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、i モード機能、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランに係る基本使用料の料金種別を選択できません。 エ～チ (略)																																																
(略)	(略)																																																
区分	単位	料金額 (月額)																																															
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
基本使用料の適用																																																	
(略)	(略)																																																
(1) X i の基本使用料の適用	ア～イ (略) ウ イの規定にかかわらず、別表2 (付加機能) に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、i モード機能、 <u>国際追加番号機能</u> 、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランに係る基本使用料の料金種別を選択できません。 エ～チ (略)																																																
(略)	(略)																																																
区分	単位	料金額 (月額)																																															
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
<u>国際追加番号機能 (海外プラスナンバー)</u>	<u>1 契約ごとに</u>	<u>300 円</u>																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																														

第3表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	ア～エ (略)
	オ (略)
(略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

表 (略)

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	ア～エ (略) オ 別表2 (付加機能) に規定する国際追加番号機能に係る国際アウトローミングにおいては、通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに限り、通信を行うことができます。 カ (略)
(略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

表 (略)

2-1-2 国際追加番号機能に係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1分までごとに次の料金額			
国際アウトローミング利用料	20 円	60 円	150 円	

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

表 (略)

2-2-2 国際追加番号機能に係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1分までごとに次の料金額			

国際アウトローミング利用料	100 円	200 円	300 円	
---------------	-------	-------	-------	--

第4表～第6表 (略)

第4表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～18 (略)	(略)
19 削除	
20～30 (略)	(略)

種 類	提供条件
1～18 (略)	(略)
19 国際追加番号機能 (海外プラスナンバー) ドコモ U I M カードを装着した移動無線装置が、国際アウトローミング (当社が別に定める外国の電気通信事業者 (以下この欄において「外国追加番号事業者」といいます。)) が提供するものに限り、) に係る営業区域に在圏している場合において、契約者からの請求により、この機能の提供のために、当社が付与した契約者識別番号以外の番号 (以下この欄において「国際追加番号」といいます。)) を通知又は国際追加番号により、外国追加番号事業者が提供する国際アウトローミングに係る電気通信回線 (以下この欄において「国際追加番号回線」といいます。)) へ着信できるようにする機能をいいます。	(1) 国際ローミング機能の提供を受けている X i に限り提供しません。 (2) X i 契約者は、ドコモ U I M カードを装着した移動無線装置が外国追加番号事業者に係る営業区域外に在圏している場合において、国際追加番号回線に着信があったときは、その通信をその X i の契約者識別番号に係る契約者回線に転送し、国際ローミング機能 (15 欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)) を利用して、その転送された通信を国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送することができます。 (3) (2)の規定により、X i の契約者回線に転送される通信の料金については、国際アウトローミングを利用して、国際追加番号回線からその X i の契約者回線への通信があったものとみなして取り扱います。 (4) 当社は、国際ローミング機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。 (注 1) 国際追加番号による通信を行う場合、一部の機能について、その利用が制限されることがあります。 (注 2) 国際追加番号の変更の請求及び国際追加番号に係る携帯電話番号ポータビリティの請求を行うことはできません。 (注 3) (2)の規定により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。
20～30 (略)	(略)

別表3～別表10 (略)

別表3～別表10 (略)

附 則（平成 27 年 12 月 10 日経企第 1507 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 15 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（国際追加番号機能に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供している国際追加番号機能に係る提供条件は次のとおりとします。

（1） 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区分	単位	料金額（月額）
国際追加番号機能	1 契約ごとに	300 円

（2） 国際アウトローミング利用料については、次表のとおりとします。

ア 通話モードに係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左 2 欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1 分までごとに次の料金額			
国際アウトローミング利用料	20 円	60 円	150 円	

イ 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左 2 欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1 分までごとに次の料金額			
国際アウトローミング利用料	100 円	200 円	300 円	

（3）（1）（2）以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																														
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) F O M A の基本使用料の適用</td> <td> ア～オ (略) カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。 (ア)～(カ) (略) (キ)～(サ) (略) キ～フ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2 付加機能使用料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">(略)</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 20%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～第7 (略)</p> <p>第2表 (略)</p>	基本使用料の適用		(略)	(略)	(1) F O M A の基本使用料の適用	ア～オ (略) カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。 (ア)～(カ) (略) (キ)～(サ) (略) キ～フ (略)	(略)	(略)	区分	(略)	単位	料金額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1) F O M A の基本使用料の適用</td> <td> ア～オ (略) カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。 (ア)～(カ) (略) <u>(キ) 別表2に規定する国際追加番号機能の提供を受けているときは、データ専用プランを選択できません。</u> (ク)～(シ) (略) キ～フ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第2 付加機能使用料</p> <p>1 (略)</p> <p>2 料金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">(略)</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 20%;">料金額 (月額)</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国際追加番号機能 (海外プラスナンバー)</u></td> <td><u>1 契約ごとに</u></td> <td></td> <td><u>300 円</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第2表 (略)</p>	基本使用料の適用		(略)	(略)	(1) F O M A の基本使用料の適用	ア～オ (略) カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。 (ア)～(カ) (略) <u>(キ) 別表2に規定する国際追加番号機能の提供を受けているときは、データ専用プランを選択できません。</u> (ク)～(シ) (略) キ～フ (略)	(略)	(略)	区分	(略)	単位	料金額 (月額)	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>国際追加番号機能 (海外プラスナンバー)</u>	<u>1 契約ごとに</u>		<u>300 円</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
基本使用料の適用																																															
(略)	(略)																																														
(1) F O M A の基本使用料の適用	ア～オ (略) カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。 (ア)～(カ) (略) (キ)～(サ) (略) キ～フ (略)																																														
(略)	(略)																																														
区分	(略)	単位	料金額 (月額)																																												
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
基本使用料の適用																																															
(略)	(略)																																														
(1) F O M A の基本使用料の適用	ア～オ (略) カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。 (ア)～(カ) (略) <u>(キ) 別表2に規定する国際追加番号機能の提供を受けているときは、データ専用プランを選択できません。</u> (ク)～(シ) (略) キ～フ (略)																																														
(略)	(略)																																														
区分	(略)	単位	料金額 (月額)																																												
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
<u>国際追加番号機能 (海外プラスナンバー)</u>	<u>1 契約ごとに</u>		<u>300 円</u>																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												

第3表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	ア～エ (略)
	オ (略)
(略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの
表 (略)

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの
表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1) 通信の種類	ア～エ (略) オ 別表2 (付加機能) に規定する国際追加番号機能に係る国際アウトローミングにおいては、通話モード又は64kb/s デジタル通信モードに限り、通信を行うことができます。 カ (略)
(略)	(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの
表 (略)

2-1-2 国際追加番号機能に係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1分までごとに次の料金額			
国際アウトローミング利用料	20円	60円	150円	

2-2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの
表 (略)

2-2-2 国際追加番号機能に係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信

第4表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～28 (略)	(略)
29 削除	
30～45 (略)	(略)

1分までごとに次の料金額

国際アウトローミング利用料	100円	200円	300円	
---------------	------	------	------	--

第4表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～28 (略)	(略)
29 国際追加番号機能 (海外プラスナンバー) FOMAカードを装着した移動無線装置が、国際アウトローミング (当社が別に定める外国の電気通信事業者 (以下この欄において「外国追加番号事業者」といいます。)) が提供するものに限り、) に係る営業区域に在圏している場合において、契約者からの請求により、この機能の提供のために、当社が付与した契約者識別番号以外の番号 (以下この欄において「国際追加番号」といいます。)) を通知又は国際追加番号により、外国追加番号事業者が提供する国際アウトローミングに係る電気通信回線 (以下この欄において「国際追加番号回線」といいます。)) へ着信できるようにする機能をいいます。	<p>(1) 国際ローミング機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、FOMAカードを装着した移動無線装置が外国追加番号事業者に係る営業区域外に在圏している場合において、国際追加番号回線に着信があったときは、その通信をそのFOMAの契約者識別番号に係る契約者回線に転送し、国際ローミング機能 (13 欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)) を利用して、その転送された通信を国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送することができます。</p> <p>(3) (2)の規定により、FOMAの契約者回線に転送される通信の料金については、国際アウトローミングを利用して、国際追加番号回線からそのFOMAの契約者回線への通信があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) 当社は、国際ローミング機能の廃止があった場合は、この機能を廃止します。</p> <p>(注1) 国際追加番号による通信を行う場合、一部の機能について、その利用が制限されることがあります。</p> <p>(注2) 国際追加番号の変更の請求及び国際追加番号に係る携帯電話番号ポータビリティの請求を行うことはできません。</p> <p>(注3) (2)の規定により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。</p>
30～45 (略)	(略)

別表 3～別表 10 (略)

附 則 (平成 27 年 12 月 10 日経企第 1507 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 15 日から実施します。
(料金の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(国際追加番号機能に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供している国際追加番号機能に係る提供条件は次のとおりとします。
 - (1) 付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区分	単位	料金額 (月額)
国際追加番号機能	1 契約ごとに	300 円

- (2) 国際アウトローミング利用料については、次表のとおりとします。

ア 通話モードに係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左 2 欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1 分までごとに次の料金額			
国際アウトローミング利用料	20 円	60 円	150 円	

イ 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

料金種別	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左 2 欄以外の国又は地域の電気通信設備	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信
	1 分までごとに次の料金額			
国際アウトローミング利用料	100 円	200 円	300 円	

- (3) (1) (2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

別表 3～別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通 信 網 契 約</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 一 般 契 約</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第 9 条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通 信 網 サ ー ビ ス 取 扱 所 に 提 出 し て い た だ き ま す。</p> <p>この場合において、一般契約の申込みをする者は第 5 条 (I P 通 信 網 サ ー ビ ス の 品 目) に 規 定 す る 品 目 の 中 、 そ れ ぞ れ 1 つ を 選 択 し て い た だ き ま す。</p> <p>ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定 F T T H 事 業 者 の 電 気 通 信 設 備 の 態 様 等 に よ り 、 選 択 で き な い 品 目 が あ る 場 合 が あ り ま す。</p> <p>2 前項の規定により一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>第 10 条～12 条 (略)</p> <p>(特定 X i 等の指定)</p> <p>第 12 条の 2 契 約 者 は 、 特 定 X i 等 (1 の I P 通 信 網 契 約 に つ い て 、 契 約 者 が 指 定 す る 1 の F O M A 又 は X i (当 該 契 約 約 款 に 規 定 す る も の を い い 、 次 の い ず れ か に 該 当 す る も の 又 は 共 用 F O M A に 係 る も の を 除 き ま す 。) を い い ま す 。 以 下 同 じ と し ま す 。) を 指 定 す る こ と が で き ま す 。</p> <p>(1) その契約者名義が一般契約の申込みをする者と同一でないもの。</p> <p>(2) 当該約款に規定する電話番号保管をしているもの。</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別が F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 規 定 す る 旧 プ ラ ン F O M A 、 F O M A デ ー タ プ ラ ン 2 2 で あ る も の 。</p> <p>(4) 他 の I P 通 信 網 契 約 に 係 る 特 定 X i 等 で あ る も の 。</p> <p>(5) 料金その他の債務 (当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定するものをいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通 信 網 契 約</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 一 般 契 約</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第 9 条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通 信 網 サ ー ビ ス 取 扱 所 に 提 出 し て い た だ き ま す。</p> <p>この場合において、一般契約の申込みをする者は第 5 条 (I P 通 信 網 サ ー ビ ス の 品 目) に 規 定 す る 品 目 の 中 、 そ れ ぞ れ 1 つ を 選 択 し て い た だ き ま す。</p> <p>ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定 F T T H 事 業 者 の 電 気 通 信 設 備 の 態 様 等 に よ り 、 選 択 で き な い 品 目 が あ る 場 合 が あ り ま す。</p> <p>2 前項の規定により一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>3 一 般 契 約 の 申 込 み を す る と き は 、 1 の F O M A 又 は X i (当 該 契 約 約 款 に 規 定 す る も の を い い 、 次 の い ず れ か に 該 当 す る も の 又 は 共 用 F O M A に 係 る も の を 除 き ま す 。 以 下 、 「 特 定 X i 等 」 と い い ま す 。) を 指 定 し 、 当 社 に 申 し 出 て い た だ き ま す 。</p> <p>(1) その契約者名義が一般契約の申込みをする者と同一でないもの。</p> <p>(2) 当該約款に規定する電話番号保管をしているもの。</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別が F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 に 規 定 す る 旧 プ ラ ン F O M A 、 F O M A デ ー タ プ ラ ン 2 2 で あ る も の 。</p> <p>(4) 他 の I P 通 信 網 契 約 に 係 る 特 定 X i 等 で あ る も の 。</p> <p>(5) 料金その他の債務 (当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定するものをいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>第 10 条～12 条 (略)</p>

(特定 X i 等の変更又は廃止)

第 12 条の 3 契約者は、当社が別に定めるところにより特定 X i 等の変更又は廃止の請求をすることができます。

2 前項の規定より特定 X i 等を変更するときは、第 12 条の 2 (特定 X i 等の指定) の規定に準じて取り扱います。

3 前 2 項の規定にかかわらず、特定 X i 等に係る契約の解除があったときは、その契約の解除と同時に特定 X i 等を廃止します。

第 13 条～第 14 条 (略)

第 4 章～第 15 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 2 (略)

附 則 (平成 27 年 12 月 10 日経企第 1507 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 12 月 16 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 1665 号 (平成 27 年 2 月) の附則第 3 条を次のように改めます。

(ドコモ光期間限定割引)

第 3 条 当社は、この約款実施の日から平成 28 年 5 月 31 日までの間において、ドコモ光期間限定割引 (その I P 通信網契約の締結 (当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。)) と同時に特定 X i 等を指定した場合に、その提供を開始した日から、その提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月の間 (以下この条において「割引対象期間」といいます。)) に限り、I P 通信網契約の基本使用料について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する額から 500 円を減額する取扱いをいいます。以下同じとします。) を適用します。

ただし、割引対象期間における各暦月において、特定 X i 等が次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その確認した日を含む暦月の基本使用料について、ドコモ光期間限定割引を適用しません。

(1) 当該契約約款に規定する X i 契約又は第 2 種契約に係るものであって、データ定額バック (らくらくバック及びデータ S バックを除きます。) の提供を受けているとき。

(2) 当該契約約款に規定する共有対象回線 (データ S バックに係る共有回線群を構成するものであるときを除きます。) であるとき。

(3) 当該サービス契約約款に規定するデータ定額バックに係る定額通信料の割引の適用を受けているとき。

第 4 条 料金表通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定により I P 通信網契約の基本使用料を日割するときは、前条に規定する額を日割して適用します。

第 5 条 当社は、第 12 条の 3 (特定 X i 等の変更又は廃止) に規定する特定 X i 等の廃止があったときは、その廃止があった日をもって、ドコモ光期間限定割引の適用を廃止します。

(特定 X i 等の変更)

第 12 条の 2 契約者は、当社が別に定めるところにより特定 X i 等の変更の請求をすることができます。

2 前項の規定より特定 X i 等を変更するときは、第 9 条 (一般契約申込みの方法) 第 3 項の規定に準じて取り扱います。

第 13 条～第 14 条 (略)

第 4 章～第 15 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 2 (略)